

11. コーデックス・コンタクト・ポイントを通じて、可能なかぎり広い範囲に公式に承認された見解を配布する。
12. ある議題に関して連携する国を確定し、彼らの見解がどのようなものであるかについて調べる。必要であれば、他国のコメント／以前の見解を吟味するよう、代表団の他のメンバーに依頼する。これは潜在的な同盟国を見つけることを助けるだろう。見解をまだ決定していない国を確認する：潜在的な同盟国として焦点を当てる。
13. コーデックス・コンタクト・ポイントおよびコーデックス国内委員会を活用する。
14. 強い理論的根拠を示しながら、国の見解やコーデックスの議題への返答を明確に述べる。「これはわれわれの規則では許可されていない」といったような言及は避ける。見解は、消費者の健康保護、あるいは食品貿易における公正な慣行に貢献するような科学的証拠に基づかねばならない。
15. その他のコーデックス部会に影響するような問題があるだろうか？共通の関心を持つ問題に関して他のコーデックス部会で代表団を率いている、自国の他の代表団長と連携する。
16. ロジスティック上の／運営上の調整を、代表団のメンバーと確かめる（例えばホテル、大使館との連絡など）。代表団の会議を容易にするために、すべての代表メンバーが同じ（あるいはすくなくとも極めて近い）ホテルに泊まるのが望ましい。

部会の会合中の活動

1. 共通の見解がある場合、他国と会合前の会議を持つことを考慮する（たとえば、同地域の他の国々など）。
2. すべてのメンバーに確実に戦略を認識してもらい、会合の動きについて意見を求めることを確保するのに必要な会議を、あなたの代表団と実施する。こうした会議はまた、総会の結果の解釈を確認するためにも活用される。
3. 部会の議長に対して代表団を知らせる（すなわち、もしあればコーヒブレイクなどの間に、非公式に自分や代表団の他のメンバーを紹介する）。
4. 合意を達成する戦略について議長に非公式に提案する、あるいは会議の進行の妨げを避ける方法を見つける準備をする。
5. 発言を行うためには、各国は国名のプレートを立て、議長が話すよう求めるまで順番を待つ。戦略的な発言をして、手続きを遵守する。代表団が最新のコーデックス手続きマニュアルのコピーを使用していることを確保する。発言は多数の他の言語に訳されるので、代表はゆっくりとしゃべり、短い文を使用し、考えを主張するのに不要な文や意見を削除するべきである。発言を行う前に書き出すことは、代表が効果的な発言をするのに役立つが、前もって書かれている際には、翻訳者がついていけないほど早く読んでではない。発言が明確で手短かで要点を押さえたものであることを確保する。可能なら、事前に提出された書面でのコメントを参照する。あなたが話したとおりに言葉が解釈されることを忘れないようにする。
6. 国の見解が損なわれないように確保する一方で、合意への積極的な貢献者となる。可能な場合には、反対の／異なる意見の間の橋渡しをしようと努力する。
7. 代表団が複数名からなる場合、1つの議題項目につき話者は1人だけにすべきである。前もって代表団のどのメンバーが多様な問題に取り組むかことになるかを決める。発言の戦略を決める（すなわち、発言を会議の早い段階でするのか遅い段階でするのか、など）。適切な場合には、似たような考えを持つその他の国々と発言を調整する：これは「カスケード効果」を生み出す。しかし、時によっては沈黙は金なりということを忘れてはならない！
8. 代表団のすべてのメンバーを利用して他の国々と適切に連携する（統制は維持しながら）。これはまた会合前の活動で確立したネットワークを続ける機会でもある。
9. 作業グループ／草案作成グループへの参加は、もっとも早い機会に、参加者全員に考慮してもらうため、自国の見解を公に表明する優れた方法である。しかし、自発的に作業グループに参加する際、潜在的な資源への影響により、特にそうした参加がコーデックス・コンタクト・ポイントやコーデックス国内委員会と話し合われていない際には、慎重に判断すること。
10. コーデックス会合の報告書を採択している間、総会での審議の成果を最終報告案が明確で正確に反映することを確保する。報告案を見直すため、すべての利用可能な代表メンバーを活用する。報告の修正／採択のプロセスの目的は、どんな間違いや見落としもないことを確保するためである。誤植および編集上のコメントなどはなされてはならない。こうした見直しは報告が出版に向けて最終化されるときにローマのコーデックス事務局がおこなう。ある国が反対意見を報告書に記すよう要求する例外的な状況では、発言が正確に記録されることを確保する。
11. 報告書の採択中に訂正や明確化を求める発言をする際には、事務局の作業を支援するために書面でのコピーを含め、代替的な文書を準備する。
12. 一度報告が採択されれば、変更がきかないことを忘れないようにする。それはその部会会合の歴史的な記録となる。
13. 海外の場合、もし関連する国内政府の当局からの追加的な指針が必要なら、仕事を進められるよう、また次の会合までに遅れないように、こうした指針を可能なかぎり早く手に入れるよう試みる。

会合後の活動

1. 代表団長の報告書を準備する。最終的なものにしてコーデックス国内委員会へ提出する前に、第1稿は意見を求めるために代表メンバーと共有されるべきである。できるかぎり早い機会にコーデックス・コンタクト・ポイントおよびコーデックス国内委員会に報告をし、主要な問題の確定を確実にする。

2. 最終報告書を見直して、自国や部会にとって重要な問題だけではなく、他の部会によって行われた作業と関連したり、それを活用したりしているような問題についても確定する。
3. どんな問題もコーデックス・コンタクト・ポイントやコーデックス国内委員会と議論する。
4. (もしあれば) 会議に由来する適切な回覧状 (それはコメントを求めて送られることになる) を確認する。最終的な部会の報告書の公式なコピーは通常 CL を含んでいる。この CL への返答が、国の見解を推進させる場合には準備されるべきである。
5. 次の会合に向け、戦略の作成を始めるためにすべての代表メンバーを利用する。
6. 代表団を変更する必要があるか？
代表団の一貫性は重要である。しかし問題が進展し、議題項目が変更したときには、適切な専門知性の利用可能性を確保するために、代表メンバーを見直して変更する必要があるかもしれない。
7. 会合後の活動がまさに、次回の会合に向けた会合前活動の開始である。

コーデックス会合に何を持っていく必要があるか？

- 旅行の情報 (ビザ、航空券、ホテルの住所、大使館との連絡の詳細、ホスト国のコーデックス・コンタクト・ポイントの連絡係の名前と住所)、天候および通貨情報。
- コーデックス会合への出席の政府に対する公式な招待状と、自国からコーデックスとホスト国の事務局に送られた、国内代表団の構成を知らせる公式文書。
- 前回の部会の会合の報告書と、代表団長の報告書。
- コーデックス手続きマニュアルのコピー。
- 関連する議題項目に関する国の見解とそれにかかわるコメント。
- 会合の議題。
- 会議では十分な量を入手できないかもしれないので、すべての関連する作業文書。
- 前回のコーデックス委員会の会合の報告書や SPS および TBT 協定など、その他のすべての関連文書。

ボックス 3.2.5 はコーデックス事務局へ書面でのコメントとして提出される国の見解を準備するときに使われうるフォーマットを示している。上で概説されたように、いくつかの共通した情報項目が国の見解には含まれていて、それはコーデックス・コンタクト・ポイントおよび国の代表によって内部で使用されることが意図されている。

国の見解を作成するプロセスをさらに示すため、ボックス 3.2.6 はブラジルで使われている手続きを説明している。

なぜ書面でのコメントを提出するのか、何が起きるのか？

コーデックスの会議に先立って国レベルで十分な準備を可能にするのに書面でのコメントは役に立つ。これは国内の合意を確保し、最高の国内専門家が重要な規格案や国にとっての課題に対する取り組みに含められることを確保する。書面でのコメントは会議に先立ち配布されるので、同じ関心/意見を持っている場合、どの国と連携するかを検討するのに十分な時間を与える。会議の前や初期段階で連携を結ぶことは、自国の見解が傾聴されることを支援するかもしれない。

問題 3.2.1 国の見解の構築	
目的	この問題の目的は、ローマのコーデックス事務局への提出に向けて、参加者にとって興味のある部会の議事から派生した問題に関する国の見解を作成すること、あるいは FAO/WHO 調整部会によって考慮されるよう議論文書を準備することである。
方法	参加者は 5 人ないし 6 人ごとのグループに分けられる。参加者によって優先事項として確定された、部会の最近の ALINORM の 1 つから問題を講師が選ぶ (モジュール 2.4 の問題 2.4.1 を参照)。それぞれの

グループはこのモジュールで確定された構成要素にしたがって、選択された事項に関する見解を作成する。

または、

もしワークショップの時機が部会の会合から派生した事項についてコメントを提出できないような場合には、同じプロセスを用いて、グループは FAO/WHO 調整部会によって検討されるための議論文書を作成することができる。

文書案はグループを再結合するときに全体で再検討され、案として最終化されるだろう。

時間配分

書類を作成するために各グループは 90 分与えられ、文書を最終化するために、さらに総会に 30 分が与えられるべきである。

成果

研修生は見解案（あるいは議論文書）を作成する経験を得るだろう。それらは、承認のために国内のステークホルダーおよび／あるいはコーデックス国内委員会に配布されるし、適切な場合には、コーデックス事務局へ提出することができる。

書面でのコメントはまた、資源が不十分であったり、代表を送るほどの優先事項ではないと会合がみなされたりした場合にも重要である。会議において、出席している同じ見解をもつ他の国が、書面でのコメントを両国の見解を促進するために参照できる。もしコメントが提出されていないなら、これは不可能になるだろう。

コーデックス会合での国の見解の準備と促進に対するチェックリストを持つことが有益である。公的な承認によって、こうしたチェックリストは地位を持つだけでなく、運営レベルと技術レベルの両方において、アプローチの一貫性を確保できる。ボックス 3.2.7 はコーデックス会合で国の見解を準備し促進するためのチェックリストの提案である。挙げられているすべての項目がすべての場合に適切であるとはかぎらないが、こうしたチェックリストはともに作業をしたり代表団の一員として見解を表明したりするすべての人にとって有力な手助けとなりうる。

参考資料

FAO/WHO. 1999. Report of the Eleventh Session of the Codex Coordinating Committee for Asia. Appendix II. (ALINORM 99/15). Rome.

FAO/WHO. 1999. The application of risk communication to food standards and safety matters. Report of a Joint FAO/WHO expert consultation, 2-6 February 1998. Rome.

FAO/WHO. 2003. Report of the Fifteenth Session of the FAO/WHO Coordinating Committee for Africa. Appendix II. (ALINORM 03/28). Rome.

FAO/WHO. 2005. Understanding the Codex Alimentarius. Revised and updated, pp. 19, 21, 25, 30-31. Rome.

WHO. 2003. The Codex process – A reference manual for Pacific island countries, pp. 38-40. Manila, WHO Western Pacific Region.

Codex のウェブサイト：www.codexalimentarius.net

問題 3.2.2 協議計画の準備¹

目的

この問題の目的は、国の見解を作成する際に協議されるべき主要な集団を確定し、およびこれらの集団がそのプロセスに含まれることを確保するための仕組みを発展させる経験を、参加者に提供することである。

方法

参加者は5-6人ごとのグループに分けられる。

モジュール 2.8 の問題 2.8.1 では、トレーニングがおこなわれているその国にとって重要な商品の規格を作成することが目指されている。この問題ではそうした規格に関心を持つすべての政府の部局および組織を確定することが参加者に要求される。問題 2.8.1 で作成された規格の内容に利害を持つすべてのステークホルダーに意見を求めることになるような、協議計画案を作成するよう参加者は求められる。

協議計画にフォーマットはないが、参加者は以下のことを検討しなければならない：

1. 誰が窓口なのか？組織あるいは政府の部局を確定するだけでは不十分である。その組織あるいは政府の部局にいる個人あるいは特定の役職までが確定されるべきである。もし個人／役職が決定できないなら、研修生はその組織の誰に要請を提示すべきかをどのように決めるつもりかを説明するべきである。
2. どんな情報を探しているのか？なぜその個人が、そして何について意見を求められているのかを示す手紙の案を準備するべきである。
3. どうやって協議をするか？個人的な接触か、電子メールか、手紙などか？どのように参照文書が配布されるか？どのような文書が参照文書あるいは作業文書となるのか？
4. スケジュールはどうなっているか？コメントに対する締め切りはいつか？ステークホルダーが見直しをしてコメントをするのに十分な時間が与えられているか？また同様に、公式な国の見解案に責任を持つ個人（あるいは複数の個人）にも、与えられたコメントを見直したり適切な程度まで国の見解にそれらを組み込んだりするのに時間を与える必要がある。

時間配分

各グループには議論に1時間、そして全体での報告と議論に10分が与えられている。

成果

この問題の結果として、それぞれのグループは以下を確定する協議計画案を作成することになるだろう：(1) 誰と協議するつもりか；(2) どのように協議を実施するつもりか；そして(3) プロセスにおける主要な日付を示すスケジュール。

¹ 国内の協議計画は、コーデックスで議論されている項目について国の見解を準備するときに協議されるべき人々のリストを含むべきである。十分な技術的専門知識およびステークホルダーの意見の入手可能性を確保するために、異なる項目には異なるリストが維持されるだろう。

モジュール 3.3

国内代表を選出する際の考慮事項

誰を国の代表とすべきかという決定は、選出プロセスに影響を与えるかもしれないたくさんの要因があるため、常に難題である。

国の代表選出のプロセスが状況に応じて国ごとに多様であることを認識して、本モジュールはコーデックスの会合に出席するための国の代表団を組織するプロセスについてのいくつかの手引きを提供し、コーデックスの会議の前、期間中そして会議後の責務を概説する。このモジュールの目的から、代表団長の選出および代表団の他のメンバーの選出を助け、代表団に非政府のオブザーバーを選出し参加させることに関するいくつかの手引きを提供するための、基準が説明されている。しばしば、資源不足からある国の代表団が1人だけで組織されており、したがって彼らは代表団長の役割を引き受けることになる。こうした状況では、非政府の専門家の代理人が代表団に参加するのは望ましくない。これは選出プロセスをより重要なものにする。くわえて、コーデックス会合でその国の代表団が1人だけのとき、会議に先立って国の見解を準備することは、特定の議題に関するその国の意見や関心の正確な反映を確保するために、さらにいっそう重要なことである。

その作業に適切な人物を選出する際に、心に留めるべき2つの重要な事実がある。まず、コーデックスは政府間組織である；したがって公式の代表団は政府の職員であるか、あるいは政府の意見を表明するよう委託された個人でなければならない。代表団長は、彼ら自身ではなく、政府の意見を表明するのである。次に、コーデックスは食品規格を設定する組織である。国を代表するものは誰であれ、何らかの食品安全／食品規格設定の経験を持っているべきである。

代表団長を選出するプロセス

コーデックス委員会のさまざまな部会および特別部会で国を代表する代表団長は以下のプロセスによって選出される：

1. コーデックス・コンタクト・ポイントは、国内のコーデックスプログラムで活動している省庁の上級管理者から候補の指名を募る。指名は以下に基づいている：
 - 代表団長の選出されるコーデックス部会の委任事項；
 - コーデックス部会に対する主要な責任をもつ省／部門内に所属があること；
 - 関連するコーデックス部会の議題に関する候補者の技術的な専門知識；
 - 以前のコーデックス活動に対する経験や関与の程度（たとえば、国の見解の作成に対する貢献）；
 - 適切な場合には、地位水準など、その他の要因。
2. 上述の基準を考慮しながら、政府は適切な省によって提出された指名の承認をおこなう。指名が公式に承認されるレベルは、国内のコーデックス活動の管理構造によるだろう一た

たとえばそれはもしそこに権限があるならコーデックス・コンタクト・ポイントかもしれないし、またはコーデックス国内委員会（あるいはそれに相当するところ）かもしれない。

- もし要望があれば、候補者の指名は、代表の責務および資金供給の取り決めとともに文書で確認されるかもしれない。代表団の簡単な報告は常に重要だが、コーデックス会議に新しい代表者がいる場合にはいっそう重要である。

前にも述べたように、これらは指針にすぎない。これらは、従われうるステップと、そして誰によってかを概説したものである。しかしそれぞれの国で、状況に依存して、上の手続きを変えたものが用いられるであろう。

コーデックス委員会、部会および特別部会の会合への代表団を形成する

国が十分な資源を持つ場合、代表団長に加えて、コーデックスの会合に出席する人々を、コーデックス部会に出席する国の代表団を組織するために選出することができる。このような代表団を組織する1つの方法がここで述べられている。

コーデックス・コンタクト・ポイントが、きたるべきコーデックス会合の招待状と暫定的な議題を、コーデックス部会の会合に関心を示してきた政府のおよび非政府の組織に対して、配布する。招待への返事はコーデックス・コンタクト・ポイントにより受け取られ、コーデックス・コンタクト・ポイントおよび代表団長によって見直しがされる。

代表団は通常、1人の代表団長と政府の助言者および非政府のオブザーバーからなる。代表団のメンバーは、部会で考慮される問題に関連した専門性と経験、および国の利害を促進する際の代表団の有効性に貢献する能力に基づき、コーデックス・コンタクト・ポイントとの協議の上で、代表団長によって選ばれるべきである。以下の基準は代表団メンバーの選出に適用できるだろう：

ボックス 3.3.1 代表団を構成するために使われた手続き—マレーシアの例
マレーシアには、コーデックス国内委員会（NCC）によって管理される、コーデックス会議に出席する政府当局のための国内コーデックス基金がある。NCC は出席すべきコーデックス会議を確定する任務を持っている。NCC の事務局である保健省が代表してこれらの会議を確定する。また、技術下部部会および特別部会の事務局（様々な当局とともに構成される可能性がある）と、この技術部会および特別部会の保健省からの進行役や代表と協議して、代表団長を含めた代表団を選出する。

- ・ 議題項目に関連した専門性；
- ・ 代表団内部での専門性および技術の適切なバランスに関する配慮；
- ・ 特定の議題項目に対して代表団長から要求されている補助；
- ・ 議事項目に関心を持っている個人、集団そして組織の代表性；
- ・ 検討されることになる規格によって影響を受けるかもしれない個人、集団そして組織の代表性；

- ・ 部会の会合にむけて、国の見解を作成するのにその個人が貢献した程度。

すべての代表の最終的な構成はコーデックス国内委員会によって見直され、政府による承認を受けなければならない。

各国は多様な方法を使うことができる。ボックス 3.3.1 はマレーシアで使用される手続きを概説している。

非政府組織を代表に選出し参加させるための指針案

政府は最大限可能な限り、コーデックス活動への市民参加に携わるよう推奨されることが勧められる。この目的のために、コーデックス・コンタクト・ポイントは1つまたはそれ以上の部会の活動に関心を表明している人々および組織のリストを保持し、定期的にこれらの集団に、コーデックス会議の代表団の一員として参加することへの招待を含めて、コーデックス活動についての情報を広めなければならない。

実行可能で効果的な場合には、コーデックス会議に対する国の代表を選出する際に、さまざまな非政府の部門、たとえば消費者団体、産業連合および職業団体などを代表する非政府の代表のバランスを達成するよう試みがなされるべきである。コーデックス委員会の会合は通常は公開されているので、会議室のスペースに余裕があれば、追加的な非政府の代表が部会の総会に出席することは自由である。これらの民間のオブザーバーは会合では代表とともに座らず、コメントすることもできない。

すべての場合において非政府の代表は、公式な代表の地位にあると見なされようがいが、(国の見解が準備される際には) 部会の会合で議論されることになる問題について代表団長に書面でのコメントを提出できる。ステークホルダーからのコメントは問題に関する公的な見解を確定する前に求められ、見解案のコピーはすべてのコーデックス部会の会合に先立ちステークホルダーに入手可能であるようにするべきである。

代表団への非政府組織の代表の選出プロセスは透明で公平であることが重要である。したがって各国は、このプロセスに対する基準を確定し、すべての利害団体に対してこの基準が利用可能であるようにすることが奨励される。

代表団の非政府のメンバーを選出するための基準

コーデックス会合に出席する代表団に非政府のメンバーを選出する国の基準を作成する際に、NCCは以下を考慮すべきである：

- ・ コーデックス・コンタクト・ポイントおよび/あるいはNCC（あるいはそれと同等のところ）とともに挙げられた個人および組織のみが代表団における非政府の代表の候補者として見なされるべきである。可能性のある代表として考慮するよう、コーデックス・コンタクト・ポイントに候補を提出することはその組織の責務である。
- ・ 国内で地位を持っていたり幅広い問題領域に関心を示したりしている組織には優先権が与えられるべきである。より局所的な会員構成の組織は、特に、もしそうした集団が議題に

国の意見の作成および促進のためのチェックリスト（ボックス 3.2.7）により追加的な情報が提供される。再び、以下の点は指針として意図されているのであり、実際の活動は国ごとに多岐にわたることに注意するべきである。代表団長は：

1. 部会の委任事項だけでなく、ある会合の暫定的な特定の議題項目にも関心を寄せ、それに関する専門性を持っている助言者のリストを確定する。助言者は様々な政府の省や部局の代表から選ばれてもよい。非政府組織からはオブザーバーも確定されてもよい；
2. 政府の職員と、暫定的な議題項目に興味を持ち、専門性をもつ非政府の代表による、代表団の形成を確実に行うよう努力する；
3. コーデックス国内委員会（あるいはそれと同等のところ）との相談によって、各議題項目に対する見解案を準備する；
4. 適切な場合には、暫定的な議題項目の各項目に対する見解案について、郵送あるいは電子的な手段、あるいは公開会議で、コメントを求める。この協議プロセスはコーデックス・コンタクト・ポイントを通じて行われることができ、もし存在する場合には、コーデックス国内委員会によって支援されうる；
5. 適切な場合には、共通の意見を持っているかもしれない他国からの政府職員と各議題項目の見解案に関して議論を行う；
6. 各議題項目に関する見解案を、見直し、必要ならば修正して承認を得るために、コーデックス国内委員会（あるいはそれに該当するところ）に提示する。見解は国の政府の意見を公式に反映するものなので、見解は適切な政府当局により承認されることが重要である；
7. 見解の最終案のコピーを以下に提供する：
 - コーデックス・コンタクト・ポイント
 - 代表団の各メンバー
 - 利害をもつすべてのステークホルダー組織
 - 適切な場合には、他国の指定された連絡相手
8. 国の政策との一貫性を確保する一方で、他の代表団によって挙げられる問題を考慮しながら、コーデックス部会に対し各議題項目に関する見解を表明し、擁護しそして促進する。代表団の他のメンバーが代表する省の任務の中に、特定の議題項目がある場合には、代表団長はこの代表にこの事項に関して国のために話すよう要請することを検討すべきである；
9. 自国へ戻ったらすぐに、コーデックス・コンタクト・ポイントおよびコーデックス国内委員会に対し、会合の成果に関する報告書を準備する。この報告書の準備は公式な代表団の他のメンバーに委任してもよい。しかし、すべての代表メンバーが最終的な代表団報告を承認するべきである。いくつかの国では、存在する場合には、コーデックス国内委員会にこの報告書を口頭で発表することが通常の慣行となっている；
10. 部会に関して発行された回覧状に対する返答の準備を、適切な場合には、上述の（4）、（5）の項目にしたがって協議しながら、調整し続ける。返答はコーデックス・コンタクト・ポイントを通じてコーデックス事務局へ提出され、情報としてコーデックス国内委員会に報

ついて専門性を持っているときには考慮されるべきである。

- ・ 代表メンバーの候補は部会の議題項目に関する知識を持つべきである。参加が考慮されているコーデックス部会の任務に関連した作業領域において公認の業績資格[credential]を持つ候補は、優先されるべきである。
- ・ 組織は会員のために行動し、組織に関する公開情報を準備するべきである（たとえば、会員構成、憲章、見解を確立し、コメントを作成し、推薦する候補者を選出するために用いられるプロセスなど）。
- ・ すべての代表団の最終的な構成はコーデックス国内委員会の承認を得なければならない。

代表団の責任と義務

- ・ 代表団は、コーデックス手続きマニュアルや、会合の運営を含むコーデックス部会および政府間の特別部会に関する指針にしたがってコーデックス会合に参加する。この手続きマニュアルに精通しておくことはすべての代表団の責務である。
- ・ 非政府の代表は、彼らが代表している組織の関心事について代表団長に助言をし、コーデックス会合で、代表団の有効性を高めることに貢献するよう、あらゆる努力を行うべきである。
- ・ 代表団はすべての総会および代表団長により召集されるあらゆる会議に出席することが期待される。代表団長の同意を得れば、非政府の代表は会合の間に開催されるワーキンググループの会合にも出席できる。
- ・ 一般に、非政府のオブザーバーは国の政府のために交渉を行うべきではなく、代表団長による明示的な許可を得た場合にのみそうするべきである。
- ・ もし、非公式な議論の間に、非政府のオブザーバーが公式な国の見解とは異なる意見を述べる場合には、これらの意見は彼ら自身の、あるいは彼らの代表する非政府組織のものであり、自国の政府のものではないということを明示しなければならない。
- ・ 非政府のオブザーバーは、彼らの活動が代表団の有効性を妨げないことを確保するよう慎重でなければならない。もしそのような活動が発生すれば、非政府のオブザーバーが代表団から抜けるよう求められる場合がある。
- ・ 代表はコーデックス部会の会合中、他のいかなる国の代表メンバーや、あるいはコーデックス会合に認められたオブザーバー組織の代表を同時に務めてはならない。
- ・ 代表メンバーは代表団に参加したことの結果として、自国のあるいはホスト国のいかなる法や規則をも免除されることはない。

コーデックス部会会合での代表団長の責務

コーデックス委員会の各部会会合の代表団長は、コーデックス・コンタクト・ポイントおよびコーデックス国内委員会との協議により、以下のような責務を持つ。コーデックス会合での

告されるべきである。

参考資料

FAO/WHO. 2004. Codex Alimentarius Commission – Procedural Manual. 14th edition, pp. 62-66. Joint FAO/WHO Food Standards Programme, Rome.
Codex のウェブサイト：www.codexalimentarius.net

モジュール 3.4

コーデックス文書を整理する

コーデックスのシステムは、それが発行しうる文書の量で悪名高い。すべての ALINORM、回覧状、情報文書、議論文書そして大量のその他の作業文書をなんらかの秩序をもって保つには、非常に組織だったコーデックス・コンタクト・ポイントを必要とする。文書が受け取られ管理されるのが電子形式であれ紙のコピーであれ、圧倒的な量の文書がある。とうぜん、疑問はこれらすべての文書をどう処理すべきかということになる。

本モジュールはどうやって文書の配布記録を整理して保持するのかについて、いくつかの示唆を提供する。くわえて、コーデックスの問題に関する国の見解を作成する際の協議の非常な重要性を考慮に入れ、協議プロセスをどのように確立するかについていくつかの指針が与えられる。

なされてはならないことの1つは、文書を机の隅に山積させ、放置されたままにすることである。これでは必要とされる専門性を持った個人が文書を受け取れない可能性があるので、考慮中の問題に効果的に対応する国の能力を制限してしまうだろう。最後にはその山から探し出せたとしても、文書が遅れて配布されれば、すべての利害を持つステークホルダーによって検討されるだけの十分な時間がなくなり、構成が不十分なコメントになったり締め切りを逃したりするという結果になるかもしれない。

国はどのようにコーデックス文書を整理すべきか

原則として、機能するものは何でも最善である。用いられるシステムが、多忙な事務員の手を借りずに管理者が情報を見つけられる程度にわかりやすいのが重要である。コーデックスの作業は部会（および特別部会）を繰り返す傾向にあるので、多くの国はコーデックス部会を基礎にして電子および紙の文書を整理している。2つないし3つの部会にだけ活動的に参加しているような国であっても、すべてのコーデックス部会の活動に関する情報文書を維持すべきであることに注意すべきである。

この一般的なアプローチからの唯一の例外は、回覧状（CL）が別々のファイルに保管されている国もあることである。これはそれらが継続して議論され、したがってしばしばいろいろな部会での問題に関連しているからで、CL No.7がある部会のファイルに入っていて、No.8は別のファイルにということがあるかもしれない。

利害をもつすべてのステークホルダーのコーデックス文書へのアクセスを確保する

コーデックス・コンタクト・ポイントの重要な機能はコーデックス活動およびコーデックス会議の成果についての情報を提供し、利害を持つステークホルダーにコーデックス文書が利用可能なようにすることである。これは、さらに下で述べるように、国の政策の作成を可能とす

るために、また、国の見解の準備に責務があって、国の代表メンバーに選ばれたような人々にすべての関連文書へのアクセスを確保するために、重要である。

コーデックス文書を整理する際には、CCP[コーデックス・コンタクト・ポイント]は一般市民に、この情報へのアクセスをどうすれば最もよく提供できるかを考えるべきである。規格が入手可能な場合には、コーデックスのウェブサイトを最大限活用できるように、十分な検討がなされるべきである。コーデックス文書の範囲および付番システムはモジュール 2.7 で論じられている。

コーデックス規格と国内の政策および法律

コーデックス規格は消費者の健康を保護し、食品貿易での公正な慣行を確保するために作成されてきた。コーデックスのメンバーには、コーデックス委員会によって策定されたいかなる規格も受け入れる義務はないということに注意すべきである。それにもかかわらず、科学的な基礎のために、多くの国では国内の政策や法律を作成するプロセスの一部としてコーデックス規格を吟味するだろう。WTO 加盟国には、国内措置の基盤を適切な国際規格に置くことが求められる（モジュール 2.10 を参照）。

各国が消費者の健康保護を目的として食品安全や品質の問題に取り組むための国内法を作成する際に、コーデックス規格は、国の要求事項に合わせて修正されうる、すでに準備された一連の規格を提供している。各国は、規格が消費者に対して提供するであろう保護水準を確定し、それが自国にとって適切な水準かを決定するために、コーデックス規格を吟味することができる。

ボックス 3.4.1 コーデックス規格を国内法へと転換する—ペルーの例¹

世界貿易機関（WTO）の設立と衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS）の実施以後、多くの発展途上国が、ますます厳格になっている農産物の衛生および食品安全に関する国際規格を、人間、植物および動物の健康を守るための正当な防衛手段というよりも、むしろ非関税による保護貿易主義者の貿易障壁として見続けている。しかし、貿易障壁としてではなく品質規格の改善や市場へのアクセス確保の手段として国際規格を見るようになってきた国もある。

ペルーのアスパラガス産業は、国際的なおよび国内の規格を受け入れることが産業および国の最大の利益であると、産業の指導者および政府の専門家が実感し、大きな便益を得ている成功事例の 1 つである。10 年以上前、アメリカ合衆国および中国とともに、ペルーは急速にアスパラガス製品の世界最大規模の輸出国の 1 つに成長した。2003 年、アスパラガス製品からの利益（f.o.b²）は、ペルーの総農産物輸出の 25% 近くに相当する 2 億 600 万 US ドルに達した。これはペルー経済にとっては輸出による貴重な外貨獲得で、5 万を超える雇用を創出し、そのうちの約 60% はペルー沿岸地域にいる女性である。

輸送コストが高いため、ペルーの輸出業者は、いくつかの他の国からのさらに安いアスパラガス製品とは価格競争をすることができない。それにもかかわらず、近代技術に投資することによって、および、一貫して高い品質と、国際的に認証された製品を生産するために規格を適用し、その結果として取引相手と消費者を満足させることによって、輸出を増加させ市場シェアを獲得し続けている。国際規格にあった製品を作ることによって、ペルーのアスパラガス輸出業者は、生産量および労働効率性を上げて顧客のロイヤルティを生み出し、他方では品質、食品安全あるいは植物衛生の問題による貿易の中断という産業リスクを劇的に減少させている。

国内のおよび国際的な規格の採用および適用を通じ、国内製品を売り込み品質を維持するために業界と政府職員が協働しているので、ペルーは先進国のアスパラガス製品の市場へのアクセスを得ることが可能になっている。アスパラガスの生産チェーンにおける問題に取り組み、改善するためになされてきた最も重要な努力は、協働の仕組みと、行政のインセンティブおよび民間部門のイニシアティブの仕組みの確立にあった。

適切な公 - 民間部門のコミュニケーションによって、アスパラガス業界にとって最も重要な、the Instituto Peruano del Esparrago y Hortalizas (IPEH) および the Frio Aereo Sociedad Civil という 2 つの組織が形成された。これら 2 つの非営利団体は業界の 80% を代表し、衛生および品質の規格の実施を確保し、技術交流を加速し、業界を国際的に促進するために、生産者、輸出業者および行政職員がまとめ、ともに力を合わせる基盤を提供している。

1998 年のはじめに、食品コントロールシステムの近代化と、国際的な基準に基づくアスパラガス製品に対する最小限の国内規格の設定を通じて、業界に利益をもたらすことを求めている行政職員およびペルー輸出促進委員会 (PROMPEX) は、アスパラガス規格に関する技術部会の形成を支援した。国内規格設定機関のもとで作業する技術部会は、すべての多様な部門からの参加を獲得することができた。ここには生産者組織、企業の代表および認証された実験室だけではなく、農業省、保健省および輸出促進委員会 (PROMPEX) からの多様な政府代表も含まれていた。技術部会が当事者間に生み出した包括性、透明性および親密さは、コーデックスの推奨する国際的な実施規範—食品衛生の一般原則³—を、それが最も簡単だからではなくそれがもっとも必要であったために、自発的に実施するということをアスパラガス産業に納得させる上で、重要な要素となった。PROMPEX の専門家が、これらの適正な衛生規格の適切で成功裡の実施を確保するために、業界の指導者および生産の管理者と緊密に作業した。衛生規範の改善の結果として、業界は生産方法、労働効率および製品品質の改善を認めた。この成功は、取引相手が求め始めていたさらに進んだ基準のもとでの認証を、業界が試みるのに必要な自信と専門知識を生み出した。

ペルーのアスパラガスに関する技術部会はまた、国際的な取引に適用される生鮮アスパラガスに対するコーデックス規格⁴の設立に重要な役割を果たした。民間および公共部門双方の専門家からの意見に基づき、政策的な支援によって国の見解を作成し、ペルーでは、第 9 会期コーデックス生鮮果実・野菜部会に出席する公式の代表として PROMPEX から 1 人送り出し、会議の間に規格案の変更を提案した。それぞれ輸出業者団体からの 2 人の民間部門の代表もまた出席し、会議の間、国の代表に価値のある技術的な支援を提供した。コーデックス委員会の第 24 会期では、ペルーのアスパラガス業界および業界全体に便益をもたらすような変化を、ペルーの代表が再び効果的に紹介して支援を得ることができた。ペルーでは同時期に、行政職員が、規格の重要性について広く説明するために、いまや組織化され関心も高まった業界とともに協働するさらなる努力をし、彼らはともにコーデックス委員会によって確立された国際規格に基づいて、生鮮アスパラガスに関する国内の技術的な規格を作成した。

民間部門をはじめから規格設定のプロセスに含めていたので、PROMPEX は業界の指導者たちが輸出品の質を改善することに関与していることに気付いた。そうして、国内の生アスパラガス規格が 2001 年のはじめに公開された際には、業界がすでにそれに精通しており産業にとっての重要性を理解していたので、問題も議論もほとんどおきずに生産者はすばやくこれを採用した。国内規格は業界にとっての品質およびパフォーマンスについての基本線を確認し、それによってその他の新しいますます厳密になる国際的な食品安全規格のもとで、さらにすばやく保証するための技術と専門知識を多数の人が生み出した。これらは危害分析重要管理点 (HACCP)、トレーサビリティ・システム、適正農業規範 (GAP) そして欧州小売業組合 [the Euro-Retailer Produce Working Group] (EUREP) の GAP 認証までも含んでいる。

ペルーのアスパラガスに対する需要の増加は、耕地面積の拡大および社会的な生活基盤の改善の投資につながり、したがって、ペルーのいくつかの最貧困地域における地域の収入増加と失業の減少につながった。アスパラガス生産は、他の伝統的な作物よりも労働集約的で、そして加工施設が生産圃場の近くになければならなかったもので、より多くの現地雇用を創出した。ペルーはいまや世界でもっとも大きなアスパラガスの包装および冷凍施設を持ち、そして業界はほとんど完全にペルー国籍のままである。生で輸出するための国内規格に合わない大量の規格外品を活用するために開発された冷凍アスパラガスの新しい二次産業においても、さらに多くの雇用が創出された。この二次産業によって、小規模生産者は、より厳格な生鮮品の輸出規格に応じるのに必要な変化を受け入れるのが非経済的であるときに、重要な代替市場を手に入れている。生アスパラガスの輸出から除外されている小規模農家があるものの、古い技術を改変したり新しい方法を最小限の資源を用いて生み出したりする創造的な方法と、新しい規格に対応するための資金援助を見つけられたために、輸出を続けている小規模な生産者の例もある。アスパラガスの輸出を支援するために建てられた加工設備はまた、余剰能力と保証された品質管理を、ピキージョ赤唐辛子、アーティチョーク、そしてスナックブэндゥといった他の作物の加工に用いることによって、地元の農家に新しい市場も生み出している。このような拡張によって、複数の生産施設の拡大を可能にし、季節雇用ではなく年間を通じた雇用を提供し、農業世帯や地域共同体に財政的および社会的安定性を増大させている。

ペルーの乾燥沿岸平野部では、日照と土壌が理想的な生育環境を提供しているが、さまざまなアクターが、アスパラガス業界が直面している主要な問題を特定し解決するのに必要な信頼と共通のビジョンを発展させることを可能にしたのは、公民双方の部門からの協働とリーダーシップである。これらの努力を通じて、業界はいまや国際市場における変動に、より適切に競争し対応できている。ペルーのアスパラガス業界の成長と成功は、経済成長および社会発展の双方につながるよう、どのように政府当局、団体そして生産者が、国内および国際的な規格を作成し、適用しそしてそこから便益を得るために成功裡に協働できるのかということについて、他の業界に事例として役立つ。

1 事例の要約が、米州農業協力機関 [Inter-American Institute for Cooperation on Agriculture] (IICA) の [Tim O'Brien およびペルー輸出促進委員会 [Peruvian Commission for Export Promotion] (PROMPEX)

の Alejandra Diez によって準備されている。

- 2 「本船渡し」を示す。商品と、指定地で車両や船に商品を積み込むサービスを含む価格のこと (<<http://economics.about.com/cs/economicsglossary/g/fob.htm>>を参照)。
- 3 Codex Alimentarius-Food hygiene basic texts. 3rd edition. (Includes Hazard Analysis and Critical Control Point[HACCP] system and guidelines for its application.) FAO/WHO. 2003. Rome.
- 4 Codex Standard for Asparagus (Codex Stan 225-2001).

同様に、ある特定の食品に対する国内の規格を作成する際に、コーデックス規格は、すでに準備された同一性の基準という便利な資源を提供する。ボックス 3.4.1 は国内の法律においてアスパラガスのコーデックス規格をペルーがどうやって活用したのか、そして結果として享受している便益についての例を提供している。

ある国が国内レベルでコーデックス規格を効果的に活用するためには、国内の政策や法律を作成するプロセスに、現存するコーデックス規格の調査を含む必要がある。ある国では国内の法律の作成に公式の段階的なプロセスを確立し、その1段階としてコーデックス規格の吟味が含まれている。また他の国ではそれほど正式なアプローチ持っていないところもある。用いられるプロセスとは関係なく、その国が現存の国際規格に気付いて活用できるように、プロセスにコーデックス・コンタクト・ポイントが関連付けられていることが重要である。

以前に指摘したように、WTO 協定を締結している国ではコーデックス規格と国内の規格を調和させるよう奨励される。すなわち、コーデックス規格は国内規格を作成する基礎として用いられる；しかし、それを文字通りに受けとる必要はない。コーデックス規格は国の法律に置き換わることを意図したものではなく、むしろ国内の政策および食品規制および／あるいは規格の確立を助けるためのものである。各国は国内の政策および規制を執行するための法的な枠組みを与えるために国内の食品法を定めるべきである。

モジュール 3.5

コーデックス規格の実施あるいは利用を支援するために、FAO および/あるいは WHO は何を提供するか

国内規格をコーデックス規格に調和させることによって国際的な貿易規則に従おうと望む国々を支援するために、FAO および WHO はさまざまな能力開発活動に従事している。コーデックス委員会は、食品規格の作成を目的とする独立した政府間組織であり、コーデックスの作業に参加するため、また成果を国レベルで実施するための技術的な支援は提供していない。

しかし、国際的な規格設定機関としての主要な役割にくわえて、コーデックス委員会は加盟国に対して、食品の品質および安全性の問題に関する情報交換に対する焦点と公開討論の場を提供している。コーデックスの親組織として、FAO および WHO はコーデックス会合でのメンバー国の議論と要求に緊密に従い、国内および地域レベルの能力開発プログラムを計画する際にはこれらを考慮する。ひるがえって、FAO/WHO 能力開発活動に関する定期的なフィードバックがコーデックス委員会およびその下部機関を通じてメンバー国に提供されている。

能力開発は国際連合システムでは以下のように定義されている：

「能力開発は個人、集団および組織が活動を効果的に高めて、そのうちに彼らの開発目標を達成できるような、組織的で技術的な活動、行動、関係および価値観を構築することである。」

本モジュールの目的は食品安全および食品規則の分野において実行中の FAO と WHO の能力開発プログラムに関する簡単な情報を提供することである。モジュール 1.1 ではなぜ国がコーデックスに関与するべきなのかを説明したが、このモジュールではコーデックスへの関与を強めたいだけでなく、国内の食品安全システムを強化したいとも考えている発展途上国にとって利用可能な他の可能性についても焦点が置かれる。

提供される技術的な支援の目的は、各国の現存システム強化の支援である。食品産業および政府当局における国内のアプローチは、国際的なコーデックス規格が導入され利用されるように強化される。FAO および WHO は発展途上国の利益のために技術を提供し、能力開発活動を組織する。

国際連合食糧農業機関

食品の品質と安全は FAO の任務の中心である。世界食料会議宣言（ローマ、1996 年 11 月）はすべての人の安全で栄養のある食品へのアクセス権と、飢えからの解放という基本的人権を再確認している。食品および栄養局（ESN The Food and Nutrition Division）が、コーデックス委員会の FAO/WHO 合同事務局と、食品安全に関する能力開発プログラムと科学的助言の提供に責任を持つ食品品質および規格サービスの司会を務めている。FAO 内部では、農業および漁業部門もまた、国レベルでの食品安全および安全に関連した品質のコントロールシステム能力を改善するために貢献している。FAO は分権的な構造をもつ（5つの地域事務所、5つの地域支所、5つの連絡事務所、そして 120 以上の国内事務所）。これらの事務所は、特に地域的

もしくは準地域的な食品および栄養に関する職員（全部で8名、世界の異なる地域に位置している）によってサポートされているフィールドプロジェクトの実施を通じて、ますます能力開発活動にかかわっている。更なる情報はFAOのホームページ<www.fao.org>で入手可能である。

FAO内部での食品安全に関する能力開発は、自国の食品コントロールプログラムおよび活動の強化を望むメンバー国を支援する際に行われるすべての活動を含んでいる。これには以下のことが含まれる。すなわち、特定の問題に関する政策の助言；制度の発展および／あるいは強化；食品法の再検討と更新；コーデックスおよびその他の国際的な規制措置との、食品規則および規格の調和；食品安全にかかわる多様な学問分野での技術的および管理スタッフのトレーニング；そして特定の食品関連のテーマに関する研究および調査の実施、である。能力開発はまた、食品安全と国際貿易に対する機会の強化に関連した問題についての国内および地域のワークショップおよびセミナーの組織と、これらのプログラムを支援するのに必要な手引き、指針、教材そしてその他の手段の開発と普及とを含んでいる。活動はローマのFAO本部およびFAO地域事務所によって行われる。

世界保健機関

WHOは、公衆衛生の保護、すなわち「すべての人が可能な限り最高水準の健康を達成すること」という特別な任務を負っている。WHO食品安全世界戦略¹は食品安全領域におけるWHOの目標を述べている。すなわち、「食品由来の病気による健康および社会の負担を減らすこと」である。この目標は、数多くの手法、とりわけ、食品由来の病気のサーベイランス；新技術の安全性のアセスメントを含む、リスクアセスメント（のための手法）の改善；コーデックス委員会の作業に、公衆衛生部門をさらに含めることの促進；リスクコミュニケーションの改善；国際協力における調整の増加および能力開発、を通じて達成される。

ほとんどの技術的な領域と同様に、食品安全領域におけるWHOの構造はこのようであるので、規範的な機能はFAOとの緊密な協働を中心に、ジュネーブにある本部によって（食品安全、人畜共通感染症および食品由来の病気の部局をつうじて）実行される。これらの活動には、手法と指針、およびリスクアナリシスの枠組みの発展、およびコーデックス規格に関するリスクアセスメントと国際的な規格設定活動の実行が含まれている。技術的な協力、能力開発そして国のプログラムに関係する活動の大半は、国単位の事務所（WHOの代理人の事務所）のネットワークを通じ、WHOの6つの地域事務局によって実施されている。更なる情報はWHOのホームページ<www.who.int/foodsafety>で入手可能である。

技術支援を提供する仕組み

これらの任務を維持する際に、FAOおよびWHOは発展途上国が食品安全および植物・動物

¹ WHO, 2002. WHO global strategy for food safety. Geneva.

の衛生に関するシステムを改善する手助けをするために計画された多様な能力開発活動に従事している。これらのさまざまなイニシアティブは、しばしば他の国際的な組織、国の政府、国際的および地域的な金融機関および非政府組織とともに実行される。

メンバー国の需要に対応して、技術支援の提供には多様な仕組みが FAO と WHO によって用いられている。この2つの組織の構造と任務が異なっているため、技術支援の活動は多岐にわたる可能性がある。可能で適切な場合にはいつでも合同の活動が行われる。

フィールドプロジェクト

食品の品質と安全の管理とコントロールに関する、発展途上国メンバーにおける国の能力開発を目指すプロジェクトは、FAO 技術協力プログラム、あるいは他の提供者、あるいはその国自身により資金が提供される。プロジェクトは、食品安全に責任を持つ公共部門の機関の要望と、産業部門の要望の双方に焦点を当てる。プロジェクトは公的な食品コントロール、業界の食品品質および安全プログラム、食品の品質および安全規制における広範なステークホルダーの参加という多くの側面を取り扱うこともある。

ワークショップ、セミナーおよびトレーニングコース

これらの活動は特定の国の、そしてある場合には地域の需要に合うように実施される。それらは以下のような範囲の項目を含んでいる：国内コーデックスプログラムの強化および食品由来の病気のサーベイランス手法の開発の支援；屋台の食べものの品質改善；食品安全のリスクアナリシス；食品安全戦略の作成；生鮮果実および野菜の品質と安全性の確保；そして研究所の設備と分析能力の強化、である。

支援の手法

これらの能力開発活動の支援において、FAO と WHO はともに手引き、指針、および教材の作成に従事している。これらの道具の大半は、FAO あるいは WHO、ないしある特定の組織的な任務とかかわるところによって実施される、特定のフィールドプロジェクトの下で準備される少数を除いては、合同で開発されている。このような道具の例のいくつかを下に挙げる：

- **Assuming food safety and quality – Guidelines for strengthening national food control systems**[食品の安全と品質の保証—国のコントロールシステム強化のための指針]. FAO Food and Nutrition Paper No. 76. Rome, FAO/WHO, 2003.
- **Improving the quality and safety of fresh fruits and vegetables – A practical approach.** [生鮮果実および野菜の品質および安全性の改善—実践的アプローチ]Rome, FAO, 2004.
- **Food quality and safety systems: a training manual on food hygiene and the Hazard Analysis and Critical Control Point (HACCP) system**[食品の品質および安全システム：食品衛生および HACCP システムに関するトレーニングマニュアル]. Rome, FAO, 1998.
- **Risk Assessment of Salmonella in eggs and broiler chickens**[卵およびブロイラーにおけるサルモネラのリスクアセスメント]. Rome, FAO/WHO, 2002. (Microbiological Risk

Assessment Series Nos 1 and 2.)

- **Good hygiene practice for the preparation of street-vended foods: a training manual.** [街頭での食品の調理に関する適正衛生規範](FAO publication in preparation.)
- **Bringing food safety home: how to use the WHO 5 keys to safer food to create effective food safety training for specific target audiences**[食品安全を理解させる：特定ターゲットに対して効果的な食品安全トレーニングをおこなうために、より安全な食品のための WHO の 5 つの鍵をいかに用いるか]. (WHO publication in preparation.)

視覚教材

モジュール 3.1

FAO/WHO コーデックス
トレーニングパッケージ

第 3 節 3
国内コーデックス活動の基本

モジュール 3.1
国内コーデックス・コンタクト・ポイントの役
割

コーデックス・コンタクト・ポイントの
主要な役割

- ・ コーデックス・コンタクト・ポイントは国内の情報点である
- ・ 効果的な機能発揮が必要不可欠
- ・ 調整およびコミュニケーション

コーデックス・コンタクト・ポイントを
どこに配置するか

- ・ 食品安全あるいは食品規格の設定に責任のある省庁／部門に配置されるべきである
- ・ 調整およびコミュニケーションという主要な機能はどれだけ言っても言い足りない
- ・ とりわけコーデックス作業に割かれる時間に対して、十分な支援と資源が得られるべき

コーデックス・コンタクト・ポイントの
主要な役割（続き）

- ・ コーデックス国内委員会と緊密な協働をして、政策と、コーデックス作業の文脈で生じる問題に関係した決定の基礎となるような技術的な助言との適切なバランスを確保するために、すべての国内のステークホルダーとの連絡係として行動する
- ・ 他のコーデックスのメンバー国との情報交換と活動調整に対する伝達ルートとして行動する
- ・ コーデックス会合への招待を受け取り、関連する議長およびコーデックス事務局に、国の代表の参加者の氏名を知らせる

コーデックス・コンタクト・ポイントの
主要な役割

- ・ コーデックス事務局とメンバー国との間の連絡係として行動する
- ・ 国内レベルで関連するすべてのコーデックス活動を調整する
- ・ すべてのコーデックス文書の最終版とコーデックス会合の作業文書を受け取って、自国内の関係者への配布を確保する
- ・ コーデックス文書に関するコメントや提案を、コーデックス委員会またはその下部機関および／あるいはコーデックス事務局に送る

コーデックス・コンタクト・ポイントの
主要な役割（つづき）

- ・ コーデックスの最終文書の資料室を維持する
- ・ 国全体でコーデックス活動を促進する
- ・ コーデックス信託基金に対する国のアクセスのための焦点である

モジュール 3.1 (つづき)

コーデックス・コンタクト・ポイントが
つなぐのは…

- ・ 政府の他の省庁
- ・ 非政府組織 (たとえば、消費者および業界組織、研究機関および学界)
- ・ コーデックス委員会の事務局

地域の連絡係が育成されるべきである

コーデックス・コンタクト・ポイントは
国内の、地域の、そして国際的なレベル
のコミュニケーションおよび調整にお
いて必要不可欠な役割を演じている。